

# 「指定ごみ袋」の使い方

「ごみ」についてのお問い合わせは、【環境課】 ☎ 82-1143 【環境衛生センター】 ☎ 83-3651 までお気軽にどうぞ

## 旧 指定ごみ袋

を使って燃やせるごみを出す場合



+



(大袋用)



(中袋用)



(小袋用)

※ 証紙シールは、1枚から販売しています。購入された証紙シールの払い戻しはできませんので、残っている旧指定ごみ袋の枚数をよく確認されてから購入してください。

### 【証紙シール販売窓口】

市役所：出納室 環境課 / 総合事務所地域行政課 / 支所 / 出張所 / 公民館（赤崎・埴生は除く）

## 新 指定ごみ袋

を使って燃やせるごみを出す場合



※ 新しい指定ごみ袋には、証紙シールを貼り付ける必要はありません。

## 「ごみ」は正しく出しましょう!!



ごみを出される時は、ごみ収集カレンダー、家庭ごみの出し方パンフレット、家庭ごみ分別区分表を確認されて、出し方や収集日を間違わないようにお願いします。

## こんな場合はルール違反!!

- ・収集日を間違えているごみ、分別が守られていないごみ
- ・ごみステーションに出してはいけないごみ

### 【燃やせるごみについては・・・】

- ・指定ごみ袋以外の袋（レジ袋など）を使ったごみ
- ・証紙シールが貼られていない旧指定ごみ袋、間違った証紙シールを貼ってある旧指定ごみ袋（来年1月から）